

新生公立鳥取環境大学の公立化後の定款案（骨子）

1 法人の目的

未来社会の持続的発展を支えるため、環境に恵まれた鳥取のフィールドを舞台に、環境マインドと経営感覚に優れ、この地域における自然環境や人と人とのつながりを原点においたローカルな視点を保ちながら、これからの日本や世界が進むべき方向をグローバルに思考し、地域を担い世界に羽ばたく人材の育成を行う。

2 法人の名称

新たに設置する公立大学法人の名称は、「公立大学法人鳥取環境大学」(以下「法人」という。)とする。

3 法人の設立団体

法人の設立団体は、鳥取県及び鳥取市とする。

4 法人の責務（※独自規定）

法人は、鳥取県及び鳥取市が設立することに鑑み、鳥取県民及び鳥取市民(以下「県民等」という。)に支えられる法人であることを理解の上、積極的に地域社会の発展に貢献することにより、県民等の期待にこたえとともに、法人の運営状況、財政状況その他の情報の透明性を確保し、県民等の信頼を得るよう努めなければならない。

5 法人の役員

法人に、次の役員を置く。

- ① 理事長
- ② 副理事長
- ③ 理事 4人以内
- ④ 監事 2人以内

6 理事長及び学長

- (1) 理事長は、法人運営の最高責任者として法人を代表し、その業務を総理する。

法§13Ⅰ 理事長は、地方独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

- (2) 理事長は、法人が設置する大学の学長となる。

法§71Ⅰ 公立大学法人の理事長は、当該公立大学法人が設置する大学の学長となるものとする。ただし、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学の全部又は一部について、学長を理事長と別に任命するものとするができる。

- (3) 学長となる理事長の任命は、法人の申出に基づき、鳥取県知事及び鳥取市長が協議の上、任命する。

法§71Ⅱ 前項の規定により大学の学長となる公立大学法人の理事長の任命は、(略)、当該公立大学法人の申出に基づいて、設立団体の長が行う。

(4) (3)の法人の申出は、次に掲げる委員各3人により構成する学長選考会議の選考に基づき行う。

- ① 経営審議会の委員のうちから互選された者
- ② 教育研究審議会の委員のうちから互選された者

法§71Ⅳ 選考機関は、公立大学法人が設置する大学ごとに、第77条第1項に規定する経営審議機関を構成する者の中から当該経営審議機関において選出された者及び同条第3項に規定する教育研究審議機関を構成する者の中から当該教育研究審議機関において選出された者により構成するものとする。

(5) (3)及び(4)にかかわらず、法人の成立後最初の学長となる理事長の任命は、法人の申出及び理事長選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、鳥取県知事及び鳥取市長が協議の上、任命する。

法§72Ⅰ 学長となる理事長の公立大学法人の成立後最初の任命については、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の申出に基づくことを要しないものとし、定款で定めるところにより、設立団体の長が任命するものとする。

7 副理事長

理事長を補佐し、理事長不在時の代理を行うため、副理事長を置く。

法§12 地方独立行政法人に、役員として、理事長一人、副理事長、理事及び監事を置く。ただし、定款で副理事長を置かないことができる。

法§13Ⅱ 副理事長は、地方独立行政法人を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して地方独立行政法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

法§14Ⅲ 副理事長及び理事は、第1項各号に掲げる者のうちから、理事長が任命する。

8 理事

法人に、理事長及び副理事長を補佐し、法人業務を行う理事を4人以内で置く。

法§13Ⅲ 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して地方独立行政法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

9 監事

監事は2人以内とし、弁護士、公認会計士、税理士その他の監査に関する実務に精通している者のうちから、鳥取県知事と鳥取市長が協議の上、任命する。

法§13Ⅳ 監事は、地方独立行政法人の業務を監査する。

法§13Ⅴ 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は設立団体の長に意見を提出することができる。

10 役員任期

(1) 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

法§74Ⅰ 公立大学法人が設置する大学の学長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、当該大学に係る選考機関の議を経て、当該公立大学法人の規程で定めるものとする。

- (2) (1)にかかわらず、法人が設置する大学の設置後最初の学長となる理事長の任期は、6年を超えない範囲内で定める。

法 § 72 I 学長となる理事長の公立大学法人の成立後最初の任命については、(略)、当該公立大学法人の申出に基づくことを要しないものとし、定款で定めるところにより、設立団体の長が任命するものとする。

法 § 74 II 前項の規定にかかわらず、公立大学法人が設置する大学の設置後最初の当該大学の学長の任期は、6年を超えない範囲内において、定款で定めるものとする。

法 § 74 III 学長となる理事長の任期は、(略)、前2項の規定により定められる学長の任期によるものとし、第8条第1項第6号の規定にかかわらず、これを定款に規定することを要しないものとする。

- (3) 副理事長及び理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。ただし、副理事長及び理事の任期の末日は、当該副理事長及び理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。

法 § 74 IV 公立大学法人の副理事長及び理事の任期は、(略)、6年を超えない範囲内において理事長が定める。ただし、副理事長及び理事の任期の末日は、当該副理事長及び理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。

法 § 74 V 前項に規定する副理事長及び理事の任期は、(略)、これを定款に規定することを要しないものとする。

- (4) 監事の任期は、2年とする。

法 § 15 I 役員の任期は、4年以内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- (5) 役員は、再任されることができる。

法 § 15 II 役員は、再任されることができる。

11 経営審議機関

- (1) 法人の経営に関する重要事項を審議するため、経営審議会を置く。
(2) 経営審議会は、委員10人以内で組織する。
(3) 委員は、次のとおりとする。
① 理事長
② 副理事長
③ 理事長が指名する理事又は職員
④ 学外委員
(4) 学外の幅広い意見を反映させるため、委員総数の1/2程度を学外委員とする。

法 § 77 I 公立大学法人は、定款で定めるところにより、当該公立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関(次項において「経営審議機関」という。)を置くものとする。

法 § 77 II 経営審議機関は、理事長、副理事長その他の者により構成するものとする。

12 教育研究審議機関

- (1) 大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究審議会を置く。
(2) 教育研究審議会は、委員15人以内で組織する。
(3) 委員は、次のとおりとする。

- ① 学長となる理事長
 - ② 副理事長
 - ③ 学長となる理事長が指名する理事又は職員
 - ④ 学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長
 - ⑤ 学外委員
- (4) 学外の幅広い意見を反映させるため、委員総数の1/3程度を学外委員とする。

法§ 77Ⅲ 公立大学法人は、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学ごとに当該大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関(次項において「教育研究審議機関」という。)を置くものとする。
 法§ 77Ⅳ 教育研究審議機関は、学長、学部長その他の者により構成するものとする。

13 審議機関の審議事項等

経営審議会	教育研究審議会
法人の経営に関する重要事項を審議 理事長、副理事長、理事長が指名する理事及び学外委員で構成	大学の教育研究に関する重要事項を審議 学長となる理事長、副理事長、学長となる理事長が指名する理事又は職員、学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長及び学外委員で構成
①中期目標についての意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの ②中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの ③学則(法人の経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項 ④予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 ⑤人事に関する方針及び基準に関する事項のうち、定数その他の法人の経営に関するもの ⑥組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 ⑦その他法人の経営に関する重要事項	①中期目標についての意見に関する事項(法人の経営に関するものを除く。) ②中期計画及び年度計画に関する事項(法人の経営に関するものを除く。) ③学則(法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項 ④教員の人事に関する方針及び基準に係る事項(法人の経営に関するものを除く。) ⑤教育課程の編成に関する方針に係る事項 ⑥学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項 ⑦学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項 ⑧教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 ⑨その他大学の教育研究に関する重要事項